都市計画区域内の白地地域(調整区域)の建築形態

神戸町 IV区域

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
分類記号	法第52条第 1項第6号の 規定に基づく 数値	2項第3号の 規定に基づき	法第53条第 1項第6号の 規定に基づく 数値	法第56条第 1項・法別表 第3(に)欄5 の項に基づく 数値	法第56条第 1項第2号二 の規定に基 づく数値	法第56条の2 に基づき条例で 指定する事項
	(容積率)	(道路数値)	(建蔽率)	(道路高さ制限)	(隣地高さ制限)	(日影による建築物の制限)
IV	20/10	0. 6	6/10	∠1. 5	31m+∠2. 5	口(3)



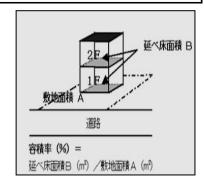
口(3)詳細

制限対象建築物	日影測定面 (地盤面からの高さ)	冬至日の8時から16時までの間に生じる 日影時間の制限		
高さ10メートル超え	4メートル	(3)	5時間、3時間	

(1)容積率とは・・

建築物の延べ面積(各階の床面積の合計)の敷地面積に対する割合。

例:敷地面積200㎡、建築物1階 60㎡ 2階 40㎡ の容積率 60㎡+40㎡÷200㎡=50% になる。



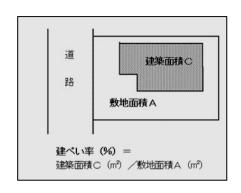
(2) 道路数値とは・・

前面道路の幅員が12メートル未満である建築物の容積率で、当該前面道路の幅員のメートル数値に 10分の8又は10分の4を乗ずる区域。

(3)建蔽率とは・・

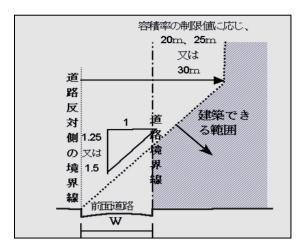
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

例:敷地面積200㎡。建築物面積(1階) 60㎡ の建蔽率 60㎡÷200㎡=30% になる。



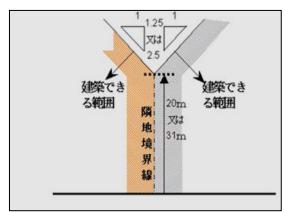
(4) 道路高さ制限(斜線制限)とは・・

建築物の高さを前面道路の反対からの境界線から一定の勾配の斜線内に制限することにより 道路上空の空間を確保するとともに、日照、 採光、通風等を確保する。

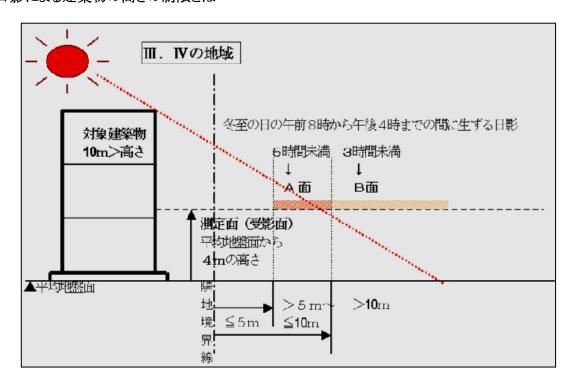


(5) 隣地高さ制限(斜線制限)とは・・

建築物の高さを隣地境界線からの境界線から 一定の勾配の斜線内に制限することにより、 隣地の日照、採光、通風等を保護する。



(6) 日影による建築物の高さの制限とは・・



(7)その他

設計基準(建築基準法)

消防水利(消火栓等)

·風速:Vo=34m/s

100m=近隣商業、商業、工業、工業専用地域

·積雪:0.5m以上

120m=上記以外の地域

河川保全区域

一級河川付近で建築等を行う場合は、河川法55条の申請が必要(大垣土木事務所管理係へ) (河川保全区域 堤防有:境界より10m 堤防無:境界より28m)